

昭和二十六年運輸省令第十三号

港湾調査規則

第一号 調査は、甲種港湾に關しては次に掲げる事項について、乙種港湾に關しては第一号から第三号までに掲げる事項について行ふ。

(定義)

第二号 調査は、港湾の実態を明らかにし、港湾の開發、利用及び管理に資することを目的とする。

(調査の目的)

第三号 この省令で「港湾」とは、別表に掲げる甲種港湾及び乙種港湾をいう。

(定義)

第四号 調査は、甲種港湾に關しては次に掲げる事項について、乙種港湾に關しては第一号から第三号までに掲げる事項について行ふ。

(調査の範囲及び事項)

- 一 入港船舶
二 船舶乗降人員
三 海上出入貨物
四 本船荷役
五 泊地及び係船岸

(調査期日)

第五号 前条に掲げる事項は、甲種港湾については毎月末日をもつてその月間の、乙種港湾については毎年十二月末日をもつてその年間の調査を行う。

第六号 削除

(報告義務者の範囲)

第七号 調査は、港湾の管理者又は次に掲げる者のうち、都道府県知事が選定した者(以下「報告義務者」という。)に対して行ふ。

- 一 第四条第一号に掲げる事項については、船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長
二 第四条第二号に掲げる事項については、船舶運航事業を営む者
三 第四条第三号に掲げる事項については、港湾運送業若しくは船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長
四 第四条第四号に掲げる事項については、港湾運送業を営む者
五 第四条第五号に掲げる事項については、その管理者

六 前各号に掲げる者のほか、当該事項の実態を把握することができる者
第八号 都道府県知事は、報告義務者に対し、当該事項の調査期日までに、国土交通大臣が告示で定める様式による調査票を配布しなければならない。

(報告)

第九号 前条の調査票の配布を受けた者は、調査票に所定の事項を記入し、次の区分により同条の都道府県知事に報告しなければならない。

Table with 2 columns: 調査事項, 報告期日. Rows for 甲種港湾 and 乙種港湾 with specific reporting dates.

第十号 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、前条の調査票の配布を受けた者であつて、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第三条第一項の規定により適用される情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により税関長に申告等を行った事項の一部(以下「当該事項」という。)を調査に使用することに同意した者について、調査事項のうち当該事項に係るものについて調査票への記入を要しないこととすることができる。

(集計事項及び集計方法)

第十一号 都道府県知事は、第四条に掲げる事項について、国土交通大臣が定める集計表により、各港湾ごとにこれを集計し、次の区分により国土交通大臣に提出しなければならない。

Table with 3 columns: 区分, 月報, 年報. Rows for 甲種港 and 乙種港 with specific reporting periods.

第十二号 国土交通大臣は、前項の規定により提出された集計表を審査整理し、甲種港湾にあつては月次別及び年次別、乙種港湾にあつては年次別に全国集計をするものとする。

(統計調査員)

第十三号 調査の事務に従事させるため、関係都道府県に法第十四条に規定する統計調査員(以下「調査員」という。)を置く。

第十四号 調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布及び取集め、その他調査に関する事務に従事する。
第十五号 削除
第十六号 (立入検査等)
第十七号 法第十五条第一項の規定により検査をし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる事項は、第四条に掲げる事項とする。

(結果の公表)

第十八号 国土交通大臣は、第十条第二項の規定による集計を港湾統計として編さんし、甲種港湾については月報及び年報を、乙種港湾については年報を次の期日までに公表する。

第十九号 調査月の翌月末日
第二十号 調査年の翌年十二月末日

(調査票等の保管)

第二十一号 調査票は、都道府県知事が二年間保管しなければならない。
第二十二号 国土交通大臣は、集計表を収録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を作成し、これを永年保存する。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。

附則 (昭和二十九年二月三日運輸省令第五八号)
この省令は、公布の日から施行する。但し、別表(一)及び別表(二)の改正規定は、昭和三十年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十二年一月一日から施行)
この省令は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十二年八月四日運輸省令第六二号) 抄
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十五年一月一日から適用する。

附則 (昭和四十六年一月一日運輸省令第二号) 抄
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十九年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十七年二月二〇日運輸省令第六四号) 抄
この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十八年二月二八日運輸省令第六一号)
この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十九年二月一九日運輸省令第五〇号)
この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十二年二月二六日運輸省令第四一号)
この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十四年四月二八日運輸省令第一六号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十五年二月二二日運輸省令第四四号)
この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十六年二月二六日運輸省令第五四号)
この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十七年二月二七日運輸省令第三五号)
この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十七年七月二四日運輸省令第六二号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十五年一月一日から適用する。

附則 (昭和四十六年一月一日運輸省令第二号) 抄
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十九年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十七年二月二〇日運輸省令第六四号) 抄
この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十八年二月二八日運輸省令第六一号)
この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十九年二月一九日運輸省令第五〇号)
この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十二年二月二六日運輸省令第四一号)
この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十四年四月二八日運輸省令第一六号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十五年二月二二日運輸省令第四四号)
この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十六年二月二六日運輸省令第五四号)
この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十七年二月二七日運輸省令第三五号)
この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十七年七月二四日運輸省令第六二号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十五年一月一日から適用する。

附則 (昭和四十六年一月一日運輸省令第二号) 抄
この省令は、公布の日から施行し、昭和四十九年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十七年二月二〇日運輸省令第六四号) 抄
この省令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十八年二月二八日運輸省令第六一号)
この省令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十九年二月一九日運輸省令第五〇号)
この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十二年二月二六日運輸省令第四一号)
この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十四年四月二八日運輸省令第一六号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十五年二月二二日運輸省令第四四号)
この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十六年二月二六日運輸省令第五四号)
この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十七年二月二七日運輸省令第三五号)
この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

2 調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。

附則（昭和五十八年一月二二日運輸省令第一号）

この省令は、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律第三条の規定の施行の日（昭和五十八年一月二十三日）から施行する。

附則（昭和五十九年六月二二日運輸省令第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年一〇月一日運輸省令第三〇号）

1 この省令中第一条の規定は平成六年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

2 調査期日又は調査の時期の末日がこの省令の施行の日前に属する調査については、なお従前の例による。

附則（平成一一年一二月一三日運輸省令第四九号）

1 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

2 調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。

附則（平成一二年三月二四日運輸省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年一月二九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一四年八月二二日国土交通省令第九七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年九月二八日国土交通省令第八二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月一日国土交通省令第八一号）

この省令は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。

附則（平成二二年三月三〇日国土交通省令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

（港湾調査規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の港湾調査規則第九条第一項の規定により港湾調査の申告を求められている者は、第三条の規定による改正後の港湾調査規則第九条第一項の規定により港湾調査の報告を求められた者とみなす。

附則（平成二二年一〇月三〇日国土交通省令第六二号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。

附則（平成二六年一月七日国土交通省令第八六号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。

3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和元年二月一六日国土交通省令第四五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中港湾調査規則別表の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。

（港湾調査規則の一部改正に伴う経過措置）

2 調査期日が前項ただし書に規定する規定の施行の日前に属する港湾調査（港湾調査規則第一条に規定する調査をいう。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和元年二月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

別表（第三条関係）

都道府県種別

北海道

北海稚内港

別港 網走えりも港

根室港

釧路港

十勝港

小牧港

函館焼尻港

小樽港

石狩湾新

留萌港

青森青森港

屋岬港

八戸原港

つ小川港

岩手久慈港

古港

釜石

大船渡

宮城仙台台釜釜港

城仙台釜釜港

田能代港

秋田川港

山形酒田港

形酒田港

福島相馬港

名浜港

茨城茨城港

鹿川尻港

千葉葉木更津港

興津港

館山港

浜金谷港

都府県

東京都 東京港 岡田港 波浮港 元町港 利根港 新島港 野伏港 式根港 神津島港 三池港 蔵島港 神湊港 八重根港 青ヶ島港 二見港 沖港 神奈川県 横須賀港 湘南港 大磯港 真崎港 横須賀港 柏岩船港 寺泊港 赤泊港 新潟新潟港 直江見港 津港 姫川 両津港 小湊港 山伏木富山港 魚津港 石川県 川七尾港 金和倉港 穴水港 宇出津港 沢港 小木港 飯田港 輪島港 福井福井港 敦鷹巣港 和田港 静岡県 岡沼津港 田熱海港 伊東港 下田港 子の浦港 石港 松崎港 宇久須港 清水港 大肥港 相良港 浜名港 井川港 御 愛知県 前崎港 衣伊良湖港 倉舞港 東幡豆港 知三河港 常滑 吉田港 河和港 師崎港 三河四日市港 千代崎港 白子港 宇治山田港 津松阪港 港 鳥羽港 的矢港 賢島港 古津港 尾 浜島港 長島港 引本港 鷺港 鶴殿三木里港 賀田港 二木島港 滋賀 長浜港 彦根港 大津港 竹 京都 都舞鶴港 宮久美浜港 府 津港 阪泉州港 阪深日港 尾崎港 泉佐野港 大 南港 堺泉 兵 庫尼崎西宮芦津居山港 竹野港 柴山港 屋港 神戸江井ヶ島港 坂越港 古池港 港 明石港 岩屋港 淡路交流の翼港

